


## パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和5年(2023年)12月25日

案件の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)(素案)について</li> <li>・第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画(素案)について</li> </ul>
パブリックコメント手続実施の目的	<p>下記の2計画の素案を公表し、意見を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン) (令和6年度から9年間の障害者施策の基本的方向性を示すもの)</li> <li>・第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画 (令和6年度から3年間の達成すべき目標、障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策等を示すもの)</li> </ul>
実施部局名	箕面市保健医療福祉総合審議会
(問い合わせ先)	健康福祉部 障害福祉室 手帳・自立支援グループ (電話:072-727-9506)
パブリックコメントの対象となる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)(素案)</li> <li>・第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画(素案)</li> </ul>
参考資料	第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)(素案)及び第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画(素案)概要版
閲覧方法と閲覧場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市ホームページ (アドレス: <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/syougai Fukushi/nplan/dai4zi_public-comment.html">https://www.city.minoh.lg.jp/syougai Fukushi/nplan/dai4zi_public-comment.html</a>)</li> <li>(2) 健康福祉部 障害福祉室 (みのおライフプラザ(総合保健福祉センター)1階総合窓口)</li> <li>(3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口)</li> <li>(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</li> <li>(5) 障害者福祉センターささゆり園、障害者自立支援センター、光明の郷ケアセンター、中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとびあ21(萱野中央人権文化センター)</li> </ol> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで          ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中          ※点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。</p>

意見等の提出期間	令和5年(2023年)12月25日(月曜日)から令和6年(2024年)1月24日(水曜日)まで(必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2) 郵便による送付 (住所: 〒562-0014 箕面市萱野5-8-1)</p> <p>(3) ファクシミリによる送付 (ファクス番号: 072-727-3539)</p> <p>(4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p> <div data-bbox="1217 394 1434 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>LoGo フォーム QR コード</p>  </div>
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた</p> <p>(2) 本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(4) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(5) 本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(6) 本市の障害福祉サービスを受給しているかた</p> <p>(7) 上記(6)に該当するかたの家族</p> <p>(8) 上記(1)から(7)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2) 氏名及び住所 ただし、上記の「意見等を提出できるかた」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)または(4)に該当するかた: 事業所・学校等の名称・所在地を併記</li> <li>・(7)に該当するかた: (6)に該当するかたの氏名・住所を併記</li> <li>・(2)または(8)に該当する事業者・団体: 名称及び所在地</li> </ul> <p>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>公表期間: 令和6年(2024年)2月を予定</p> <p>※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	